

1. 議事日程（令和7年第3回北広島町議会定例会）

令和7年9月22日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1	審 査 報 告	決算審査特別委員会の審査報告
日程第2	議案第50号	令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	議案第51号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第52号	令和6年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第53号	令和6年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第54号	令和6年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第55号	令和6年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議案第56号	令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第57号	令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定について
日程第10	議案第58号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第11	議案第59号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第60号	町道の路線の認定について
日程第13	議案第61号	町道の路線の変更について
日程第14	議案第62号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第63号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第64号	令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第65号	令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第66号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第67号	令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第68号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第69号	令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第22	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第23	陳 情 審 査	陳情第11号 免税軽油制度の継続を求める陳情書
日程第24	陳 情 審 査	陳情第13号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2026年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書
日程第25	発 議 第 6 号	さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
日程第26	発 議 第 7 号	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	宮本裕之	3番	坂本伸次
4番	石坪隆雄	5番	佐々木正之	6番	伊藤淳
7番	中村忍	8番	沼田真路	9番	伊藤立真
10番	泉田暁彦	11番	敷本弘美	12番	湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会においても服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本定例会も本日が最終日となりました。本日は各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は、要点のみ簡潔に行ってください。また、発言を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達し

ておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 決算審査特別委員会の審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第1 決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第50号、令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第57号、令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定関係8議案については決算審査特別委員会へ審査を付託しております。その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、伊藤立真委員長。
- 決算審査特別委員長（伊藤立真） 決算審査特別委員会の報告をいたします。令和7年9月22日、北広島町議会議長湊俊文様。決算審査特別委員会委員長伊藤立真。令和6年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象 議案第50号、令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号、令和6年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、令和6年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、令和6年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定について。2、審査期間です。令和7年9月5日から9月17日。3、審査方法、令和7年9月4日、令和7年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、令和6年度北広島町一般会計、6特別会計及び下水道事業会計決算の認定についての8議案について審査付託がありました。よって、9月5日に決算状況について各課から説明を求め、16日、17日に決算審査特別委員会において審査を行った。審査は各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行いました。4、審査結果、付託を受けた令和6年度北広島町決算認定関係8議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定しました。令和6年度は、旧4町が合併して北広島町となって20年の節目の年である。この20年間の社会情勢の変化は大きく、町の状況も大きく変わっている。合併時の平成17年1月末人口は2万1596人、世帯数は8191世帯であったが、20年後の令和7年1月末人口は1万6918人、8359世帯である。外国人数が含まれるので、一概に比較はできないが、人口減少は著しく、少子高齢化、特に子どもの数の減少を痛感する。世帯数は増加しているが、単身世帯の増加が推測される。財政的には、当時の議会だよりVol.7から見ると、平成17年度末の基金残高は約3億5400万円で、財政調整基金は僅か611万円、一方、町債残高は約391億9900万円であった。令和6年度末の基金残高は約45億8700万円、財政調整基金は約14億9200万円、町債残高は約139億4900万円であり、この20年間の努力の跡が見受けられる。本委員会では5日に主要施策の成果に関する調書を主体として決算状況の説明を受けた。16日、17日の本委員会においては、議決した予算が趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されたかどうか、どのように行政効果が発揮できたかを鑑みて多くの質疑がなされた。歳入関係では、不納欠損

額・収入未済額や滞納繰越額、ふるさと寄附金、各種交付金などについて質疑が出された。歳出関係では、バス運行事業、担い手育成総合事業、新エネルギー等普及啓発事業、病児・病後児保育事業、元気づくり推進事業、林業振興対策事業、有害鳥獣駆除事業、サテライトオフィス事業、農山村体験交流事業、道路維持修繕事業、地元高等学校支援事業など数多くの事業について、また、様々な事業の委託料、令和5年度との比較での事業費増減要因についての質疑などが行われた。特別会計では、国民健康保険特別会計、電気事業特別会計に関する質疑があった。主要施策の成果に関する調書を活用し、予算執行の効率性とその成果を十分検討し、改善点を把握して、次年度に生かす一層の取組を求めたい。長引く物価高騰や急速に進展するデジタル化などの社会情勢の変化への対応、気候の変化などによるこれまでは考えられなかったような自然災害、老朽化が進む公共施設への対応などにより今後も厳しい財政状況が続くことが想定されるが、こうした状況においても、住民の安心・安全の向上、福祉サービスの充実、定住と雇用の促進など、様々な施策展開が求められる。箕野町政3期12年で様々な事業を進められたが、今後の町の方向性を見定め、町長はじめ全職員が北広島町のまちづくりにおけるビジョンを共有し、課題解決に向けて、限られた財源で最大の効果を上げられるよう、強い責任感とスピード感を持って、事務執行に当たられるよう求めて報告いたします。以上です。

○議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第50号 令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第50号、令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第50号、令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第51号 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第51号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第51号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 令和6年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第52号、令和6年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第52号、令和6年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第53号 令和6年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第53号、令和6年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第53号、令和6年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第54号 令和6年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第54号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第54号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第55号 令和6年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第55号、令和6年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第55号、令和6年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第56号 令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第56号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第56号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第57号 令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第57号、令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第57号、令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第58号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第10、議案第58号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第58号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第59号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第11、議案第59号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。委員会で示された資料を基に聞きます。今回の議案、定員を100人減らすということで、こちらは実態に合わせるためということで理解をしております。その認識で間違っていないかが1点目です。2点目です。退職金の積立ても実態に沿うため、消防団員の退職金に関する歳出も今後は減っていくという認識で間違いないかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 本条例案の改正の点ですけれども、620人に減じるというところで、本町の実情に沿った形でという議員ご指摘のとおりのお見込みどおりでございます。それから退職手当につきましては、令和7年度以降退職する団員につきましては35年以上の枠を設けさせていただいておりますので、35年以上の枠が追加になったということで、増額になる見込みでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 理解いたしました。もう1点最後です。定員以上の団員応募、希望があった場合、受け入れるという認識で間違いないでしょうか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） そういうふうになれば大変好ましい、うれしい状況だとは思いますが、退団の予定の団員もございますので、そういうことは恐らくないだろうというふうに認識しております。
- 議長（湊俊文） ほかに、4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。定員の人数については理解をしたんですけども、大災害とか大きな森林火災、そういう際にどのぐらいの人員が必要なのか、シミュレーションされたことありますか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 大規模災害、特に山林火災等につきましてシミュレーションを行っ

たことがあるかということでございますけども、詳細なシミュレーションは行っておりませんが、本町85%ぐらいが森林ということで、大規模な火災も想定されるわけですが、早期の初期消火、それから被害の拡大のおそれがある場合は、早めに最寄りの安芸太田町でありましたり、広島市でありましたり、安芸高田の消防等も要請をいたしまして、できるだけ被害が拡大しないような体制を整えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第59号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第60号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第60号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第60号、町道の路線の認定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第61号 町道の路線の変更について

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第61号、町道の路線の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第61号、町道の路線の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第62号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第62号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。補正予算でお聞きいたします。豊平運動公園運営事業、高圧ケーブル修繕工事等で318万2000円がございます。改めてお聞きするところで、工事の目的と詳細をお聞きします。加えて、ほかにも優先してほしい事業があるという地域の声がある中、この事業を優先する理由をお聞きいたします。3回までなので、ほかに加えてまいります。新エネルギー等普及啓発事業で、薬師公園街路灯のLED化が事業概要として入っております。先行地域のエリア内でLED化したほうがいい照明はほかにはなかったのかが1点目。2点目に薬師公園に設置するLEDなんですけども、交換が必要な時期10年とか15年後、時期が来たときに安価に交換できる形のものなのかどうかをお聞きします。3点目、最後です。施設予約管理システム構築費ということで、2款1目6項委託料で306万9000円、施設予約管理システム構築費があります。こちら今まであったシステムが町内の運動公園等の施設に関するシステムがあったと思います。これに学校施設を加えるものなのかどうか、システムが変わると思いますので、使い勝手が変わるのかどうか。加えて学校の体育館や運動場を加える場合、運動会などで体育館とか運動場を使う、雨の場合順延があったりする、雨の場合体育館を使うという場合もございます。そういった場合には予約が入っていた場合、ダブルブッキング、施設が使えないということがあり得ますので、そういう場合の対応をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） 豊平運動公園運営事業、このたび補正をお願いしております工事費について答弁をさせていただきます。こちらは高圧ケーブル修繕工事でございます。場所につきましては野球場でございますが、そちらのバックスタンド付近で経年劣化によるものがございます。こちら高圧ケーブルでございますので、危険を伴いますので、選択した理由としては緊急性ということで、このたび上程をさせていただいております。以上です。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。先行地域内でLED化する街路灯につきましてのご質問なんですけれども、今回は薬師公園内のものですが、時期はちょっと未定ですけれども、薬師公園から千代田運動公園に向けての街路灯のLED化も考えております。取替え時期の安価な交換があるかどうかというご質問については現在よく分かりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 予約システムの関係について総務課のほうからお答えをさせていただきます。システムにつきましては議員おっしゃいますように現在運動施設の予約システムがございます。こちらを今お願いをさせていただいております委託事業者の変更によりまして、システム外ということで行います。内容については今まで行っていたシステム予約と同じような形になるかと思っておりますけれども、併せて学校施設、屋内運動場等の施設予約もできるようにするというものがございます。ブッキングにつきましては、学校行事等々の関係もありますので、そこは予約された利用者の方と学校とで調整をさせていただいて、どちらを優先さすかというところはあると思っておりますけれども、そこについては調整をするということでご理解いただければと思います。

- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） ごめんなさい、環境生活のほう、最後、安価なという部分以降がちょっと聞こえなかったの、安価なものに交換できるものなのかどうかというのをもう一回お聞きすると、加えて試算ですね、その試算があるのかどうか。1個目の先行地域のエリア内にLED化したほうがいい照明はほかにあるのかということだったんですけども、ほかの薬師公園のここをやりますというわけではなくて、聞きたいのは、豊平や芸北の先行地域内にLED化したほうがいい照明はあるのかどうかというところをお聞きしたかったのがございます。その3点を改めてお聞きいたします。施設予約管理システム構築費に関してなんですけども、学校との折衝があるという中で、学校によって抑える部分だったりとかが違うのかな、そういったルールはあるのかなと。今後新しくそういう施設の予約システムが入るということであれば、そういった、学校のほうが運動場使います、体育館使いますといった部分でのルール、遊び場で開放するものもあったりするので、その辺のルールはあるんでしょうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 先行地域内のほかのエリアのところでもLED化したほうがいいのかどうかということでございますけれども、こちらのほうにつきましては検討段階のときに関係課のほうから特にご意見のほうはいただいてありません。それからLED照明の交換時期についてのことでございますけれども、安価な交換方法があるかどうかにつきましては現時点では承知しておりません。また試算、そのときのお金についても試算はしておりません。以上です。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 施設予約管理システムの学校とかの行事との調整ということによろしいですか。このたび新しく予算のほうに出させてもらってるシステムの中で、しっかりとしたルールはつくります。予備日の場合、移動した場合のご心配ということでございますけれども、予備日まで合わせて予約するので、そういったケースは発生しないと考えております。しっかりと取り組んでまいります。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 理解いたしました。最後ですね、薬師公園のLED化に関しての部分で、ほかのエリアで関係課の中ではなかったというのは理解いたしました、試算をしてないということだったので、今回入れるタイプのものはどんなものなのか、今から検討するのか。それとも、もうこれを入れるというふうに決まっているのか、もしくは仕様が決まっているのかどうかを最後にお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（藤井尚志） 工事を担当する建設課のほうからお答えいたします。現在想定しているものとしましては、本庁正面の、役場に設置してあるものと同程度のものを考えております。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 先ほどの答弁で、ちょっと私が勘違いしてたところがあったかと思ひまして、試算という話は今回じゃなくて、今回交換した、さらに20年後の試算だと思っていたので、そういう答弁でした。失礼いたしました。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 予算書の25ページの企画費の新エネルギー等普及啓発事業のことでお伺いをしたいと思います。まず、委託料の中でエネルギーマネジメントシステム構築委託料、これ

がどんな内容なのか。それから小水力関連調査委託料、これどんな内容なのか、これも含め、それから最後でございますけれども、補助金で脱炭素先行地域推進補助金というのがあると思えますけれども、この内容と、もし決まっていれば、どこに補助金を出すのかというところまでお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 1点目のエネルギーマネジメントシステムの構築のことでございますけれども、こちらのほうは、太陽光ですとか小水力、そういったものを開発した電気を先行地域内のほうに供給するときのバランス等、そういったものを監視するためのシステムでございます。また、2点目の小水力のポテンシャルのことにつきましては、こちらについては小水力開発の候補地のポテンシャル調査を行うものでございます。3点目の補助金のことでございますが、先行地域の共同提案者等になっているところへ補助を出したいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 先ほどの内容で、補助金のところの内容をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 小水力の、新規の小水力、ちょっとまた改めまして。

○議長（湊俊文） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 38分 休憩

午前 10時 39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 補助金の中身でございますけれども、予算的なものでございますが、千代田運動公園ですとか学校給食センター、豊平運動公園のほうに太陽光発電を設置したいと思っております、そちらのほうは1225万円、また今吉田のほうに太陽光発電を設置したいと思ひまして、そちらのほうは2280万円、それから新しい新規開発の小水力発電と川小田小水力の機械更新、そういったものに3478万4000円を計上しております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） その中で千代田運動公園とか給食センター、豊平運動公園について補助金を出すというのは、自前ではなくて補助金を出すというのは、ちょっとどういう意味なのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） こちらのところの太陽光発電につきましては、町が自らするのではなくて、一旦、一般社団の地域エネルギー会社のほうに補助金を出して設置したいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第62号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第63号 令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第63号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第63号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第64号 令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第64号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第64号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第65号 令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第65号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第65号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第66号 令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第66号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第66号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第67号 令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第19、議案第67号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第67号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第68号 令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第20、議案第68号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第68号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 1 議案第 6 9 号 令和 7 年度北広島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 議長（湊俊文） 日程第 2 1、議案第 6 9 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 6 9 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計補正予算第 1 号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩を取ります。1 1 時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 1 0 時 4 9 分 休 憩

午前 1 1 時 0 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第 2 2、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、中村忍委員長。
- 総務常任委員長（中村忍） 令和 7 年 9 月 2 2 日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長中村忍。委員会審査報告。令和 7 年 9 月 4 日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。事件の番号 陳情第 1 3 号 件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための 2 0 2 6 年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書。審査の結果、採択です。これは地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。理由、教職員の長時間労働を抑制し、学校の業務量に見合った教職員の配置を進めるため、政府に意見書を提出するものです。
- 議長（湊俊文） 続いて産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。
- 産業建設常任委員長（伊藤立真） 委員会報告をします。令和 7 年 9 月 2 2 日 北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。委員会審査報告。令和 7 年 9 月 4 日本会議において、本委員会へ付託された次の事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告をします。事件の番号 陳情第 1 1 号 件名、免税軽油制度の継続を求める陳情書。審査の結果、採択です。地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。理由です。本町の冬季間の主要観光産業である町内のスキー場の経営安定と存続

のための要望であり、採択とする。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 3 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第 2 3、陳情審査を行います。陳情第 1 1 号、免税軽油制度の継続を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第 1 1 号、免税軽油制度の継続を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 4 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第 2 4、陳情審査を行います。陳情第 1 3 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための 2 0 2 6 年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第 1 3 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための 2 0 2 6 年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 5 発議第 6 号 さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第 2 5、発議第 6 号、さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。

○議会事務局長（三宅克江）　さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。中学校の学級編制標準は26年度から引き下げる方針が示されていますが、今後は高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるためのさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、子どもたちのゆたかな学びの保障や教職員の働き方改革の推進において、カリキュラム・オーバーロードの課題が指摘されており、教育課程の過密状態を改善することは喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減が強く求められます。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障のためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。子どもたちのゆたかな学びの実現と、学校の働き方改革の確実な推進のためには、子どもや学校の実態を踏まえた国の施策とそのための財源及び人の配置などの支援が不可欠です。こうした観点から、2026年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要請します。記。1、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3、自治体で、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。4、教職員の処遇について新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲をもって働くことができるよう改善に必要な財政措置を講じること。5、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、カリキュラム・オーバーロードの早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。6、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和7年9月22日　広島県北広島町議会。提出先　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

○議長（湊俊文）　これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、中村忍議員。

○7番（中村忍）　発議第6号、令和7年9月22日　北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員中村忍。賛成者、同じく北広島町議会議員泉田暁彦。さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨でございますが、国の施策として、定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられ、ゆたかな子どもの学びを保障するため要請するものであります。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文）　これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はあり

ませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第6号、さらなる少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 発議第7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第26、発議第7号、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。
- 議会事務局長（三宅克江） 免税軽油免税軽油制度の継続を求める意見書(案)。軽油引取税の課税免除の特例措置が令和9年3月31日までとなっている。免税軽油制度は、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など幅広い分野において認められており、スキー場においては索道事業者が使用するグレンデ整備車や降雪機等の軽油が課税免除の対象となっている。この制度は、軽油引取税の課税免除の特例措置であり、この制度が廃止され、軽油引取税の課税対象となった場合には、西日本有数のスキー場を抱える本町では、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の経営に大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるばかりでなく、冬季観光振興による地域経済にも計り知れない影響を与えることが懸念される。また、本町農林水産業においても多くの事業者が免税軽油制度を利用されており、それらの経営が圧迫され、農地・森林等保全の維持、継続が懸念される。ついては、国に対して下記事項について強く要望する。記。1、免税軽油制度を今後も継続すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和7年9月22日 広島県北広島町議会 提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。
- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、伊藤立真議員。
- 9番（伊藤立真） 発議第7号、令和7年9月22日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤立真。賛成者、北広島町議会議員佐々木正之。同北広島町議会議員石坪隆雄、同北広島町議会議員沼田真路、同北広島町議会議員敷本弘美。免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をします。趣旨です。軽油引取税の課税免除の特例措置が廃止され、軽油引取税の課税対象となった場合には、西日本有数のスキー場を抱える本町スキー場産業の経営に大きな負担増を強いられ、冬季観光振興による地域経済にも計り知れない影響を与えることが懸念される。また、本町農林水産業においても、それらの経営が圧迫され、農地・森林等保全の維持・継続が懸念されることから提出するものである。以上です。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はあり

ませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第7号、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 9月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。9月4日の開会から本日までの19日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。さて、今年の夏は、観測開始後最短の梅雨に始まり、少雨高温、とりわけ全国各地で40度超えが観測されるなど、酷暑と言われ、農作物被害に併せ人体への影響も心配をいたしました。そのような中ではございますが、本町では今のところ、秋雨前線や台風による大きな豪雨災害の発生はなく、順調に収穫の秋を迎えたものと安堵しております。これからも町民の皆様の命と健康、暮らしを守ることを第一に、職員一丸となって持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。朝晩も涼しくなり、ようやく季節も秋めいてまいりました。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり一言申し上げます。9月定例会は決算議会と称され、非常に中身の濃い審議の後、全ての会計の決算を認定されまして無事に閉会することになりました。議員、執行部の皆様、大変お疲れさまでした。今は稲刈りのシーズンであります。やっと涼しくなり、食欲の秋、スポーツの秋です。また、神楽公演をはじめ各種のイベントが開催されます。議会活動に精励されることをお願いいたします。また、行政におかれましては、今会期中に出されました議員の意見、要望等を町政にしっかりと反映していただくよう、切に願っております。むすびに、町民の皆様には今後とも議会活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。以上で、令和7年第3回北広島町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時25分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~